

「介護予防活動支援講師の登録」について

この事業の目的

益城町では、「いくつになっても住み慣れた地域で自分らしく暮らす」ことができるように、介護予防を推進しています。そのためには、「住民主体の通いの場」活動の推進が効果的であると考えています。

そこで、町内において、週1回以上活動している、または新たに週1回以上の活動を開始する住民主体の通いの場等の団体に対し講師派遣を行い、より効果的な活動となるよう支援するとともに、活動の活性化を図ることを目的としています。

介護予防活動支援講師とは

本事業の目的を理解し、目的に合致した介護予防プログラムの指導が可能であり、かつ、町の登録を受けた方です。なお、介護予防活動支援講師の登録には、次の条件を満たす必要があります。

- ① 派遣先の地域の実情や、参加者の状況を踏まえた介護予防プログラムを実践するための資格又は経歴を有し、実際に実践できること。
- ② 氏名、生年月日、連絡先、免許・資格、経歴等の登録情報の公表に同意することができること。
- ③ 登録講師本人及び所属する団体の活動目的等が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 政治、宗教を目的とする個人又は団体
 - イ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する個人または団体

介護予防プログラムとは

介護予防活動支援講師派遣事業における介護予防プログラムは以下のとおりです。介護予防活動支援講師への登録は、該当するプログラムを選択し行ってください。

- ①運動機能を向上させるためのプログラム
- ②低栄養を改善させるためのプログラム
- ③口腔機能を向上させるためのプログラム
- ④認知症を予防するためのプログラム
- ⑤その他介護予防の観点から効果が認められると判断されるプログラム

団体への支援の流れ

①介護予防活動支援講師として登録

「益城町介護予防活動支援講師派遣事業介護予防活動支援講師登録申請書(別記第5号様式)」に必要事項を記入し、健康保険課 保健事業係(4番窓口)に提出してください。

→ 町は提出された内容を精査し「益城町介護予防活動支援講師派遣事業介護予防活動支援講師登録承認(却下)通知書(別記第6号様式)」により、支援講師登録の可否について通知します。

承認の場合は「益城町介護予防活動支援講師派遣事業介護予防活動支援講師登録台帳」に記載し、派遣対象となる団体に提示します。

※登録期間は2年間又は翌年度末までとなります

②派遣の調整

対象団体から提出された派遣依頼に沿って、町が介護予防活動支援講師に対し、派遣日時の調整を行います。※月単位又は半期・年間分をまとめて受け付けます。

→ 調整結果については、町が対象団体への連絡を行います。

④派遣日時・準備の最終調整

対象団体から直接介護予防活動支援講師宛に連絡があります。団体の担当者と日程や実施内容、準備等の最終確認を行ってください。

※対象団体からは派遣予定日の2～3日前までに連絡があります。

⑤通いの場での支援実施当日

当日は、登録した介護予防プログラムを、概ね60分程度で実施してください。

また、「益城町介護予防活動支援講師派遣事業介護予防活動支援実施報告書(別記第10号様式)」を持参し、支援後“実施確認欄”に団体代表者の署名を受けてください。

⑥活動に伴う謝礼金の請求

謝礼金の請求は、支援を実施した月の翌月10日までに行ってください。

請求にあたっては、次の①、②を提出してください。

①益城町介護予防活動支援講師派遣事業介護予防活動支援実施報告書(別記第10号様式)※支援当日に団体代表者から署名を受けている必要があります。また、実施状況についての記載もお願いします。

②請求書(参考様式4、任意の様式でも可。)

※①については、複数の団体に支援を行った場合、当月に支援した団体のものをすべて提出してください。

※②については、複数の団体に支援を行った場合、まとめて1枚で請求してください。また、請求書には**請求者の押印が必須**となります。

※請求金額は、1回あたり6,200円となります。

※個人として請求される場合は、源泉徴収を行った残額が支払額となります。

※提出された書類は返却いたしませんので、必要な場合は予めコピーを取っておくようお願いいたします。

その他

○ 当事業において対象団体に対する講師派遣は、1 団体につき、月あたり1回までとなっています。同月内に2回以上の派遣はできません。

但し、町を介さず、対象団体と介護予防活動支援講師間で直接交渉し、要する費用について団体で負担する場合、月に複数回の支援を行うことは可能とします。

○ 介護予防活動支援講師へ登録した内容について、変更がある場合は、「益城町介護予防活動支援講師派遣事業介護予防活動支援講師登録内容変更届(別記第8号様式)」により変更の届けを行ってください。